

伊那中央衛生センター
施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 元 年 5 月
伊那中央行政組合

この要領は、伊那中央行政組合（以下「組合」という。）が計画している伊那中央衛生センター施設整備事業を実施するに当たり、「伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本業務は、地方自治法に定める契約の適正な履行を確保するため、幅広い知識、高度な専門能力及び実績を有するコンサルタントに委託することにより、本事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託
- (2) 業務期間 契約締結日（令和元年7月中旬頃）から令和2年3月31日まで。ただし、成果品の提出は令和2年3月10日までとする。
- (3) 業務内容 別紙「伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 提案限度額 7,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加形態

参加の申込をする者（以下「参加者」という。）は単独であること。

4 実施手順（日程）

内容	日時
募集要領等の公告	令和元年5月13日（月）
仕様書等に関する質問の受付期限	令和元年5月20日（月）
仕様書等に関する質問の回答予定日	令和元年5月27日（月）
参加表明書の提出期限	令和元年5月31日（金）
参加表明者の参加資格審査（事務局）	令和元年6月3日（月）
参加資格審査結果の通知及び企画提案書等の提出通知	令和元年6月4日（火）
技術提案書等の提出期限	令和元年6月18日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング実施	令和元年6月28日（金）
選定結果通知（予定）	令和元年7月中旬
契約締結（予定）	令和元年7月中旬

5 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件を「参加表明書提出日から契約締結日まで」の間、全て満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 伊那中央行政組合発注工事等の入札参加者に係る指名停止規程（平成14年伊那中央行政組合

訓令第4号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 組合を組織する伊那市・箕輪町・南箕輪村(以下「組織市町村」という。)のいずれかに、平成29・30年度の建設工事・コンサルタント業務入札参加資格者名簿に登録された者であること。

なお、平成31・32年度の建設工事・コンサルタント業務入札参加資格審査申請中の場合も、組合に登録があるものとみなします。(申請を済ませていない場合は、随時受付を行っている南箕輪村への申請を令和元年5月20日までをお願いします。)

(4) 平成21年4月1日以降に地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)による市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合を含む。)から発注された汚泥再生処理センター(し尿処理施設)整備基本構想策定、実施設計等の組合が認めるこれらに類する業務を行った実績を有すること。

(5) 仕様書で求める資格及び実績要件を満たす技術者を配置できること。

6 募集要領等の公告

本業務に係る公募型プロポーザル実施要領等関係図書は、伊那中央行政組合ホームページ(以下「組合ホームページ」という。)へ掲載する。<https://www.inahp.jp/0400386.html>

7 質問及び回答

公告及び仕様書等に関する質問及び回答は次のとおりとする。

(1) 質問方法 組合宛に質問書(様式集A【様式7】)を電子メールで提出する。

(2) 提出期限 令和元年5月20日(月)午後4時まで(組合受信時間)

(3) 回答 令和元年5月27日(月)午後5時までに組合ホームページへ掲載予定

(4) その他 質問提出者は電子メール送信後、電話により着信の確認を組合に行うこと。なお、口頭又は電話での問い合わせには応じない。

8 現場確認

提出書類を作成するにあたっての参考として現場を確認することができる。

(1) 確認期間 令和元年5月14日(火)～令和元年6月14日(金)

(※期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

(2) 連絡先 本要領書第17項(関係書類提出先)まで

(※現場確認を希望する場合は、事前に連絡すること。)

9 参加表明書及び参加資格確認書類

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領書及び仕様書等を熟覧のうえ、次の(5)に示す参加表明書及び参加資格確認書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、本要領書第5項に示す参加資格要件の確認を受けなければならない。

提出方法等は次のとおりとする。

(1) 方法 持参又は郵送(書留又はレターパック)とする。

持参の場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時までとする。

(土日、祝祭日を除く)

- (2) 提出先 本要領書 第17項（関係書類提出先）まで
- (3) 提出期限 令和元年5月31日（金）午後5時（必着）まで
- (4) 提出部数 本項第(5)提出書類（様式集A）に示す全てのものを2部（正本・副本 各1部）提出すること。なお、副本には、【様式5】に添付する保有資格を証する書類、雇用関係を証する書類及び経験実績を証する書類の添付は不要
- (5) 提出書類（様式集A）
 - ①【様式1】 参加表明書
 - ②【様式2】 参加者の概要（会社のパンフレットを添付）
 - ③【様式3】 本業務の実施体制
 - ④【様式4】 業務実績調書（契約書の写し及び実績内容が分かる書類を添付）
 - ⑤【様式5】 配置技術者実績調書（資格及び実績を証する書類、雇用関係書類を添付）
 - ⑥【様式6】 実務経験証明書

10 参加資格確認結果の通知

組合にて、提出された参加表明書等の確認を行い、参加資格の有無を判定する。また、参加表明書の提出のあった者に審査結果を通知する。参加資格のある者には、プレゼンテーション、ヒアリングの日程及び使用名称を合わせて通知する。

- (1) 方法 電子メール及び郵送
- (2) 通知 令和元年6月4日（火）

11 提案書

組合により参加資格が認められ、本業務に参加する者は、次の(5)に示す提案書を組合宛に提出すること。

提出方法等については次のとおりとする。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留又はレターパック）とする。
持参の場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時までとする。
（土日、祝祭日、年末年始を除く）
- (2) 提出先 本要領書 第17項（関係書類提出先）まで
- (3) 提出期限 令和元年6月18日（火）午後5時まで（必着）
- (4) 提出部数 本項第(5)に示す全てのものを13部提出すること。（正本1部、副本12部）
 - ① 正本は、様式集B【提出届】～【様式6】までを一冊にまとめ、ファイルに左綴じ込みとすること。
 - ② 副本は、様式集B【様式1】～【様式6】までを一冊にまとめ、ファイルに左綴じ込みとすること。
 - ③ 【様式1】～【様式6】までをPDF形式とし、CD-R（1枚）にてデータ提出すること。
- (5) 提案書（様式集B）
 - ①【提出届】 提案書提出届
 - ②【様式1】 実施体制（本業務執行体制）
 - ③【様式2】 業務実績調書（し尿処理施設整備基本構想の企業実績）

- ④ 【様式3】 業務実績調書（担当する技術者の実績）
 - ⑤ 【様式4】 特定テーマ
「本業務において重視する汚泥再生処理センター（し尿処理施設）整備基本構想の留意事項について」
 - ⑥ 【様式5】 特定テーマ
「施設運営のランニングコストについて」
 - ⑦ 【様式6】 特定テーマ
「生物処理を適切に行うための考え方について」
 - ⑧ 【様式7】 参考見積書
- (6) 提案書作成上の注意事項
- ① 綴じ込み方法はA4版（A3版はA4版に折り込み）・縦・ファイル左綴じとし、インデックス等により見出しをつけること。また、通しページ番号（ページ番号/総ページ数）を付ける。
 - ② 【提出届】～【様式3】まで用紙はA4版、縦、横書き、文字10.5ポイント以上とする。
 - ③ 【様式4】～【様式6】まで任意様式で良い。A4版（A3版はA4版に折り込み）、文字サイズ10.5ポイント以上（図表はこの限りでない）、縦、横書き、左綴じとするが、行数、文字数、フォント、写真、イラスト、図表等の使用、白黒・カラー等は提案者の任意で良い。
 - ④ 任意様式のページ数は各様式A4サイズ片面相当で6ページ以内とする。A3サイズ片面はA4サイズ2ページに相当する。
 - ⑤ 【様式7】 参考見積書の見積金額は本業務の実施に要する費用の全てを含む。
アラビア数字で記載する。社印及び代表者印を押印。日付は提出年月日。正本・副本への綴じ込みは不要。
参考見積書【様式7】は封筒に入れ、封かんのうえ、封筒の表面に業務名、業務場所、参加者の商号又は名称、担当者氏名及び担当者連絡先（電話番号及びFAX番号等）を記載すること。
 - ⑥ 提出者（協力企業等を含む）を特定することができる内容の記述（社名やロゴマークなど）は行わないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）

12 その他

- (1) 提出された提案書の返却は行わない。
- (2) 参加に係る提案書の著作権は参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は必要な範囲において公表等を行えることができるものとする。
- (3) 提出された提案書に記載された本業務に関する提案技術は、組合に帰属するものとする。
- (4) 契約に至らなかった参加者の提案書は、本業務に係る審査以外の目的には使用しない。
- (5) 提案書に記載された配置技術者の変更は原則認めない。ただし、組合がやむを得ないと認めた理由（死亡、病気、退職等）の場合は、同等以上の者であると組合が認めた者へ変更することができる。
- (6) 提案書の提出において、その内容は担保されるものとし虚偽が認められる場合は失格とする。
- (7) 提案書は一括で提出すること。分割提出は認めない。
- (8) 参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。

13 審査及び選定

組合が設置する「伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託業者選定委員会」において受託者選定審査基準に基づく審査及び評価を行い、契約候補者及び次点者を選定する。

このため、提案書の内容について、参加者からのプレゼンテーション及び配置予定技術者へのヒアリング（質疑応答）（以下「事業者ヒアリング」という。）を非公開で実施する。

- (1) 審査基準 「伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託」受託者選定審査基準（別紙）
- (2) 事業者ヒアリング実施予定日 令和元年6月28日（金）
- (3) 詳細事項 事業者ヒアリングに係る詳細は、参加資格が認められ、本業務に参加する者に対し別途通知する。
- (4) その他 プレゼンテーション及びヒアリング等における内容に虚偽が認められる場合、失格とする。

14 選定結果

事業者ヒアリングを行った参加者に対し、選定結果を通知する。

- (1) 方法 電子メール及び郵送
- (2) 通知 令和元年7月中旬
- (3) その他 審査経過については非公開とし、審査及び選定結果に係る問合せ及び異議申し立て等には応じない。ただし、契約候補者及び次点者の総得点のみ公表する。

15 契約

- (1) 契約日 令和元年7月中旬
- (2) 契約締結
 - ① 選定した契約候補者を本業務に係る随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の相手方とする。ただし、契約候補者との協議が不調となった場合は、次点者を新たな契約候補者とする。
 - ② 契約締結後、受託者を組合ホームページで公表する。

16 その他留意事項等

- (1) 本業務に係る関係書類は組合ホームページへ掲載する。
- (2) 本業務プロポーザルで提出された書類に不備不足がある場合、参加が無効となる場合がある。
- (3) 審査委員又は関係者に対し、自己の有利となるよう働きかけを行うことを禁ず。なお、確認された場合には当該参加者を失格とする。また、提案に際し、談合等の不正行為があった場合も同様とする。
- (4) 本業務公募型プロポーザル参加にあたり必要となる経費は全て参加者の負担とする。
- (5) 本事業に係る書類等は組合ホームページで公表しているので、本業務公募型プロポーザルの参加に当たり、本事業内容を熟知したうえで提案書の提出及びプレゼンテーション等に参加すること。

- (6) 提案書の作成、プレゼンテーション及びヒアリングは、本業務を受託する場合の管理技術者及び実際に担当する者が行うこと。
- (7) 本業務に係る仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議により変更の可能性がある。
- (8) 組合の財務規則等は組合ホームページ等で確認すること。

17 関係書類（質問書、参加表明書等、提案書）提出先

伊那中央行政組合 伊那中央衛生センター

〒399-4431 長野県伊那市西春近 2560 番地 TEL:0265-72-4751 FAX:0265-74-6416

伊那中央行政組合ホームページ：<https://www.inahp.jp/0400386.html>

電子メール：tes@bacillus.jp